

「令和 7 年度 住宅耐震化の促進に係る支援制度説明会」質問と回答

○質問 1 精密診断法における面材の壁基準耐力の評価について

- ・ 精密診断法 1 において、床から天井まで張られている面材（例 石こうボードや厚 3 mm 以上合板）の壁基準耐力は、元の耐力で評価しますか？ 修正耐力で評価しますか？

＜参照＞ 2012 年度改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法（日本建築防災協会） P 6 5

⑥面材張りの壁（または土塗り壁）で、壁の上部、及び上下に、面材の張られていない部分（土塗りされていない部分）がある場合の耐力は、以下のように扱う。ただし、壁高さ比が 0.7 以上の場合に限る。

修正耐力 = 元の耐力 × 壁高さ比 × 0.9

壁高さ比 = 面材がはられている部分の高さ / 横架材内法間距離

○回答 1

- ・ 精密診断法 1 において、面材張りの壁の壁基準耐力は壁高さ比を考慮した修正耐力とする。
しかし、合板張り（3mm 以上）の壁基準耐力は、修正しない要素基準耐力を用いても良い。

参照図書：2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法（日本建築防災協会） P65-72

：木造住宅の耐震診断と補強方法の質問・回答集（2019 年 12 月 13 日版） Q3.65

○質問 2 筋交いのある内壁の取扱いについて（建築確認 大規模修繕・模様替え）

- ・ 建築確認において、大規模修繕・模様替えで考慮する木造住宅（在来工法）の主要構造部（壁）は、外壁のみと説明がありました。筋交いが取付いている内壁は主要構造部に該当しないのでしょうか？

○回答 2

- ・ 木造住宅（在来工法）の内壁は、建築確認の大規模修繕・模様替えにおいて考慮する主要構造部に該当しない。

（理由）

建築確認が必要になるのは、建築物の主要構造部の一種以上について過半の修繕及び模様替え（大規模修繕・模様替え）を行う時である。ここで、木造住宅（在来工法）の内壁が主要構造部には該当するかであるが、内壁は鉛直力を負担しない間仕切壁（「構造上重要でない間仕切壁」）であり、法第 2 条第 5 号の主要構造部に該当しないと考える。そのため、筋交いが取付いている内壁であっても、主要構造部に該当しない。なお、外壁は、主要構造部の「壁」に該当する。

注意）法第 2 条第 5 号「主要構造部」とは、防火上の観点から制限が加えられる部分であり、施行令第 1 条第 3 号「構造耐力上主要な部分」とは別の概念である。